## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収	\、 《受印 \																			[	1 /	2]
令和 年	. 月	月		( 7	リカ	i ナ )	'  -	(∓ 7	731 -	_ /3	21 )											
				主た	人 の 店 る 事	場 合 又 ¥ 務	) は 所	❷ (法人	、の場合	のみ公	表される		7-8-1	102								
			申			在 i ナ )	地							(電	話番	号						)
					リ A	, , ,	'  -	(〒 7	'31 ·	- 43	21											
				納	税		地	広島	県安	芸郡均	反町植	1田2-7	7-8-1	102								
			請	(フリカ		<i>i</i> + \		フナイシ	h / h					(電	話番	号						)
					y 7.	, , ,	-	<i>))19</i> ⊗	717													
				氏 名	又に	ま名	称	船石	敬	大												
			者	(フ	リカ	i ナ )	'															
海田	114 JA 1	ᇁᇀᆒ		(法 / 代 表																		
	忧%;	署長殿		法。	人	番	号			l	1						1		ı	ı		
この申請		載した	L 次の§	L 事項 ( <b>◎</b>	印欄	) は、	適相	各請求	書発	<u> </u> 行事業	_ 美者登	録簿に	こ登載	<u>し</u> はされ	いる。	とと	もに、	 . 国移	<u>ー</u> 1. 庁 ホ	ーム・	~-	ジで
公表されま 1 申請者	の氏名ご																					
2 法人( なお、上 また、常	記1及で	ブ2の	ほか、	登録番	号及で	び登録	年月	日がク	さ表と	れま	す。			文字	とか	i 異 <i>t</i> 。	よる場	合が	あり	ます。		
(平成28 ※ 当	ひとおり 3年法律 該申請 令和5	世第15 計書は、	号) 、所	第 5 条 得税法	の規定	筐によ −部を	るで改了	改正後 Eする	後の消 か法律	肖費利	总法第	957条	· の 2	第	2 項	のま	見定し	こより	り申記	青しる	ます	
令和 5 <sup>を</sup> した場合に	F3月3	1日(	特定	期間の当	判定に	こより	課移	事業	者と		場合は	は令和	11 5 年	手 6	月 30	)日)	ま゛	でにこ	<u>こ</u> の目	申請書	書を	提出
						を提出で					当する	る事業	者の国	区分り	こ応	じ、[	ロにレ	/印を	付して	こくだ	さい	0
事業	者	区	分					Z 課	!税事	業者					] 5	色税	事業	者				
		-		※ 次第 事業者	医「登録 者の確認	表要件の 忍」欄も	の確認	認」欄載して	を記載 くださ	なして さい (	くださ 詳しく	い。す	また、 載要領	免税 [等を	事業ご確	者に	該当 <sup>・</sup> ださ	する場い。)	合に	は、次	葉	免税
令和 5 年 3 判定に令和 5 にの申請書 でなかっる場 がある場	課税事業 年 6 月 30 と提出する とにつき	き者とな 0日) ま ることか : 困難な	るでで いまで で事情																			
				ı		長谷	\$JII:	会計														
税理	± 	署	名 	税理	<b>I</b>									(電	話番	号	082	_	272	_ 5	5868	3 )
<ul><li>※ 整理</li><li>税 番号</li></ul>				部門 番号		申書	青年	三月日			年	月		通			年	月		認認		
罗	処 理		年	月	日	番号確認				身元 確認	□ Ñ		確認書類		人番号 の他 (   		ド/通知	印カート 	・運転 	免許証 ) 		
	番号	Т	 																			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名		エ名 和	<u>π</u>	船石		<del></del>					
		該当~	する!	<b>丰業</b> :	者の	区々	>1.5.1	志じ.		にレ	印を付			てく			-34.						
免税		令 (平	和 5 成28	年1 3年2	0月 去律	1   第1	日の 5号	属す ) 陈	「る誤     則第	果税其 第44章	期間「条第」	中に3 4 項の	登録で	を 受 だ で 適 用 を	け、	所得 を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
事		個	)		番		号							1				1	1				_
業		事業		—— 年 月 ) ヌ					I		年					法人のみ	事	業	年 度	自至	) 	=	日
者		内容	年	月日	(注	人	)				+	,	目	日		記載	 資	本	金				円
0		等	事	業	内	]	容																
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け																						
認													和	年	Ē	月		日					
登録要件	録 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。																						
TF   の	3										せられ てくか			こあり こ	ませ	`ん。			$\checkmark$	はい		<b>レ</b> ハレハ	え
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。											え											
参																							
考																							
事																							
項																							